令和２年(2020年)４月７日

保護者各位

熊本市長　　大西　一史
（　公　印　省　略　）

登園自粛に係る利用者負担額（保育料）の取扱い（還付）について

保育所等での新型コロナウィルス感染症対策として登園を自粛した場合、下記のとおり利用者負担額（保育料）を還付しますのでお知らせします。

記

１　還付の対象者について
教育・保育給付認定３号認定子ども（０～２歳児クラス）

２　還付の対象期間について
令和２年(2020 年)４月８日(水)～令和２年(2020 年)５月６日(水)

３　還付の内容
本市が施設へ上記期間の欠席日数の確認を行い、月額利用者負担額（保育料）を欠席された日数に応じて、翌月以降に保護者様へ還付します。

４　還付の手続き
各区役所保健子ども課から「保育料変更通知書」を保護者様宛に送付します。
その後、保育幼稚園課から「保育料の還付請求について」のご案内を送付いたします。

(問い合わせ先)
熊本市保育幼稚園課
℡：096-328-2568